

# 次期「東かがわ市基本構想（案）」に係る パブリックコメント（意見公募）の手続きについて

## 【趣 旨】

本市は、東かがわ市基本構想（平成26年度～令和5年度、以下「現基本構想」という。）のもと、「みんなでつくる 愛着を持って いつまでも住み続けたい自慢のまち 東かがわ」の将来像の実現に向けて、「いつまでも住み続けたいまち」、「安全・安心のまち」、「市民との協働でつくるまち」の3つのまちづくりビジョンに基づき、各種施策に取り組んでまいりました。

この度、現基本構想の設定期間の満了に伴い、新たにこれからの10年間（令和6年度～令和15年度）の本市の目指すべき将来像を示し、市民・地域・事業者と行政などが共有することにより、力をあわせて未来につながる東かがわ市を築いていくための市政運営の指針となる、次期「東かがわ市基本構想」の策定に当たって、市民の皆様等から広くご意見をお聞きするため下記のとおりパブリックコメントを実施します。

記

## 1 公募対象

東かがわ市基本構想（案）【令和6年度 ～ 令和15年度】

## 2 公募期間・意見募集期間

令和5年7月3日(月) から 令和5年7月18日(火) 午後5時15分まで（必着）

## 3 閲覧方法（場所）

- (1) 市ホームページ
- (2) 公共施設での閲覧（ただし、閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分まで）
  - ・東かがわ市役所 本庁舎 1階 市民課窓口、4階 財務課  
大内支所（大内窓口）、引田支所（引田窓口）

## 4 意見の応募方法

意見は、所定の様式に、氏名、住所及び意見等を記入し、郵便、FAX又はメールにより送付若しくは持参の方法で提出してください。

※ メールで提出される場合は、件名を「東かがわ市基本構想（案）への意見」として送信してください。

## **5 意見の提出先**

- (1) 郵送の場合 〒769-2792 東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市 総務部 財務課 経営グループ 宛
- (2) FAXの場合 0879-26-1334
- (3) メールの場合 hk-zaimu@city.higashikagawa.kagawa.jp
- (4) 持参の場合 東かがわ市役所 本庁舎 1階 市民課窓口、4階 財務課  
大内支所（大内窓口）、引田支所（引田窓口）

## **6 提出の際の留意事項**

- (1) 氏名及び住所は、必ず記載してください。記載されていない場合は、意見として受付できません。
- (2) 電話による意見等の受付及び個別回答はいたしません。

## **7 提出された意見の公表**

提出された意見については、内容を要約したうえで、本市の考え方を付して、市のホームページで公表します。

## **8 お問い合わせ先**

東かがわ市 総務部 財務課 経営グループ TEL：0879-26-1215

※「財務課 経営グループ」以外へのお問い合わせはできません。

# 次期「東かがわ市基本構想(案)」に係る ご意見記入用紙

【提出先】(郵 送) 〒769-2792 東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市 総務部 財務課 経営グループ 宛  
(F A X) 0879-26-1334  
(メー ル) hk-kousou@city.higashikagawa.kagawa.jp  
(持 参) 東かがわ市役所 本庁舎 1階 市民課窓口、4階 財務課  
大内支所(大内窓口)、引田支所(引田窓口)

【締め切り】 令和5年7月18日(火) 午後5時15分 必着

フリガナ		
氏 名		
住 所		
連絡先	電 話	
	メールアドレス	

該当箇所 (○ページ、○行、全般等)	ご意見の内容

※意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外(フリガナ・氏名・住所・連絡先)は、公表いたしません。  
※用紙が不足する場合は、適宜追加してください。